

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月9日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第1号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（不均一課税の基準）</p> <p>第1条の2 条例第1条の2及び第2条第1号の県外から移転して整備するものとして規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部門のうち特定業務施設の整備により移転を行ったものが地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定（同条第4項の規定による変更の認定があったときは、その変更の認定）の申請の時ににおいて所在している事業所が、県外に所在するものであることとする。</p> <p>(1) 拡充型事業により整備する特定業務施設が地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「府令」という。）第8条第1号に該当する場合 <u>府令第8条第1号イからへまでに掲げる部門のうち当該特定業務施設で行う業務に係るもの</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（不均一課税の基準）</p> <p>第1条の2 条例第1条の2及び第2条第1号の県外から移転して整備するものとして規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部門のうち特定業務施設の整備により移転を行ったものが地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定（同条第4項の規定による変更の認定があったときは、その変更の認定）の申請の時ににおいて所在している事業所が、県外に所在するものであることとする。</p> <p>(1) 拡充型事業により整備する特定業務施設が地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「府令」という。）第8条第1号に該当する場合 <u>府令第8条第1号イからホまでに掲げる部門のうち当該特定業務施設で行う業務に係るもの</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。